

令和8年
10月
(見込み)

短時間労働者の社会保険加入要件が変更

最低賃金の上昇や働き方の多様化などに対応するため、社会保険加入の賃金要件が撤廃され、収入に関係なく社会保険に加入できるようになります。

従来

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 勤務期間が2か月以上(見込み可)
- ③ 学生でない
- ④ 月額賃金が8.8万円以上
- ⑤ 従業員51人以上の企業で働いている

改正後

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 勤務期間が2か月以上(見込み可)
- ③ 学生でない
- ④ 従業員51人以上の企業で働いている*

※④の企業規模要件は、令和9年10月から段階的に縮小予定。

お問い合わせ

適用課 TEL 03-3265-0303

年内予定

● 令和元年の火災で消失した沖縄・首里城正殿の再建工事が完了予定(秋に完成予定)
● スペインの世界遺産「サグラダ・ファミリア」のメインタワー「イエス・キリストの塔」が完成予定

12月

● 12月25日で昭和元年から満100年

11月

● 日本国憲法公布から80年
● たまごっち30周年。平成の大流行アイテムが令和でブーム再燃中

10月

● 短時間労働者の社会保険加入要件が変更。パート・アルバイトの方も厚生年金や健康保険に入りやすくなる(上記参照)
● 酒税法改正。ビール系飲料の税率が統一され、ビールは値下がり、発泡酒と第三のビールは値上がりする

8~9月

● Jリーグが、欧州と同じ「秋に開幕・春終了」のシーズン制に移行。今季から8月に新シーズン開幕
● 愛知県名古屋市中心にアジア競技大会が開催。日本国内での開催は32年ぶり。10月にはアジアパラ競技大会も行われる

6~7月

● FIFAワールドカップ2026開催。アメリカ・カナダ・メキシコによる、3か国共同開催は史上初。48か国が出場

スポーツイベント
目白押し!

令和8年

私たちの生活は
どうなる?

イベントカレンダー

*青字は、医療・健康保険・電設健保関連

令和8年

令和7年

5月

● 春に「ポケパークカントー」が東京都稲城市のよみうりランド内にオープン予定。「ポケットモンスター」初の常設型テーマパークとなる
● 人気アイドルグループの嵐、春から開催していた5大ドームツアー閉幕。5月31日の東京ドーム公演をもって活動終了

4月

● 介護保険料率を変更(下記参照)
● 子ども・子育て支援金制度開始(5ページ参照)
● 診療報酬・薬価改定(施行は、診療報酬が6月、薬価が4月)
● 加熱式タバコの増税開始。4月・10月の2回の増税で1箱あたり40~100円程度高くなる
● 改正道路交通法が施行。16歳以上の自転車利用者の交通違反に「青切符」制度が導入され、信号無視、スマホ使用などに反則金が課される
● 東京ディズニーシー開園25周年。アニバーサリーイベント「スパークリング・ジュビリー」を開催予定

3月

● ワールドベースボールクラシック2026開催。侍ジャパンは、東京ドームで1次ラウンドを戦う
● NTTドコモの3Gサービス(いわゆるガラケー)が終了
● ユニバーサルスタジオジャパン開業25周年。周年記念プログラムをスタート予定

1~2月

● 下請法が改正され「中小受託取引適正化法(取適法)」が施行。協議に応じない一方的な代金決定や手形払いなどが禁止に
● イタリア北部の2都市、ミラノとコルティナ・ダンペッツォで冬季オリンピック開催

12月

● 令和6年に新規発行を終了した健康保険証が、12月2日をもって完全廃止。マイナ保険証に移行

令和8年
4月

子ども・子育て支援金制度がスタート!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。令和8年4月分より、事業主とすべての被保険者を対象に、健康保険料・介護保険料とあわせて支援金を徴収します。

被保険者1人あたりの負担額

月給(標準報酬月額)×国が示す支援金率

【月給(標準報酬月額)が44万円の場合】

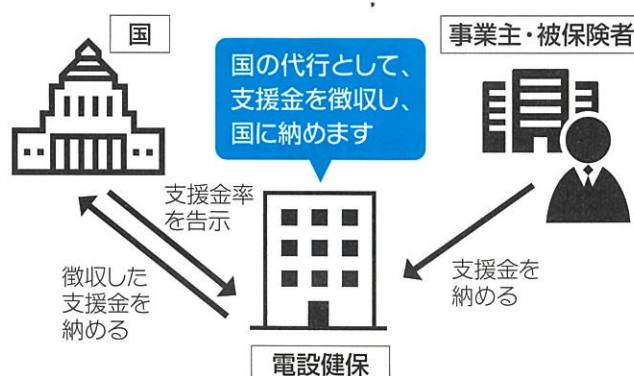
44万円×2.4%=1,056円/月

➡ 事業主と被保険者で折半: **528円/月**

*支援金は賞与からも徴収します。*支援金率は、令和10年度にかけて、段階的に上がる見込みです。

支援金はこのような
ことに使われます

- ・児童手当の拡充
- ・妊婦のための支援給付
- ・育児休業給付の引き上げ
- ・育児時短就業給付の創設
- ・こども誰でも通園制度
- ・国民年金被保険者の育児期間の保険料免除
- など



令和
8年度

介護保険料率を引き下げます

子ども・子育て支援金制度の開始(5ページ参照)に伴う負担増に鑑み、介護保険料率を引き下げます。

■電設健保の介護保険料率

	被保険者	事業主	合計
現行	9.2%	9.2%	18.4%
合計1.4%引き下げ			
令和8年度	8.5%	8.5%	17.0%

以上の措置により、40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)については、現行の108.4%から1.0%の負担増にとどまります。

*任意継続被保険者の方は、事業主分も納めていただきます。

令和8年3月分保険料(4月給与引落し分)から変更します

40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	40歳未満/ 65歳以上の方
子ども・子育て支援金	2.4%
介護保険料	子ども・子育て支援金
17.0%	*健保連の試算による支援金率
1.4%引き下げ	子ども・子育て支援金
健康保険料	健康保険料
90.0%	90.0%
合計109.4%	合計92.4%

事業主と被保険者で折半

事業主 47%
被保険者 43%